

「平成30年版 法人税申告書・地方法人税申告書の記載の手引」正誤表

区分	正	誤
<p>40 頁 (別表七(一))</p>	<p>ト 災害損失欠損金額のうち、当期首前9年以内に開始した事業年度において生じたもの(平成30年4月1日前に開始した事業年度において生じたものに限りま す。)又は当期首前10年以内に開始した事業年度において生じたもの(平成30年4月1日以後に開始した事業年度において生じたものに限りま す。)について、平成27年改正前の法第58条((青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越し))又は法第58条の規定の適用を受ける場合</p>	<p>ト 災害損失欠損金額のうち、当期首前9年以内に開始した事業年度において生じたもの(平成30年4月1日前に開始した事業年度において生じたものに限りま す。)又は当期首前10年以内に開始した事業年度において生じたもの(平成30年4月1日前に開始した事業年度において生じたものに限りま す。)について、平成27年改正前の法第58条((青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越し))又は法第58条の規定の適用を受ける場合</p>